## 令和６年度　公文書開示（7月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 1 | R6.6.19 | R6.7.2 | 地下鉄在線表示システム（職員用）保守業務委託について（令和３年12月10日付３交電車1095号） | 17 | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | | | 「契約の相手の担当者の電話番号及びメールアドレス」「見積もり会社の担当者のメールアドレス、連絡先住所、電話番号及びFAX番号」<br>当該法人が公表していない情報であり、公にすることにより、業務とは関係のない連絡が増えるなどし、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。（第７条第３号）<br>「契約の相手の担当者の氏名及び所属」<br>特定個人を識別できる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（第７条第２号）<br>「随意契約理由の不開示部分」<br>外部に公開していない保安上の情報であり、公にすることにより、違法及び不当な行為を誘発し、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、当局の適正な事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため（第７条第４号及び第６号）<br>「予定価格及びその内訳」<br>予定価格の算出に係る情報であり、公にすることにより、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な予定価格の設定に支障が生じ、当局の適正な事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため（第７条第６号）<br>「見積合計額及びその内訳」<br>見積価格はその価格を提供した法人の経営上の情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため（第７条第３号）<br><br>「見積会社の印影」<br>公にすることにより、偽造等により当該法人の財産等への不当な侵害を招くなど、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（第７条第４号）<br>「見積会社の担当者の氏名及び所属」<br>特定個人を識別できる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（第７条第２号） | 交通局電車部運転課 |
| 2 | R6.5.8 | R6.7.5 | 東京都交通局北自動車営業所の非乗務員勤怠勤怠日報及び乗務員勤怠日報（令和５年10月から令和６年３月まで） | 724 | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | 職員の休暇及びエリ番等の表示は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（第７条第２号） | 交通局自動車部管理課 |
| 3 | R6.7.1 | R6.7.9 | 東京都地下高速電車旅客営業規程第29条に規定する一般用特別補充券乙片及び入きょう式特別補充券乙片（令和６年４月１日から同年６月30日までの間に発行したもの） | 9 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 交通局電車部営業課 |
| 4 | R6.7.1 | R6.7.9 | ・〇〇の旅客営業取扱基準規定<br>・泉岳寺駅共同使用契約書 | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | 法人の経営方針又は経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため（第７条第３号） | 交通局電車部営業課 |
| 5 | R6.7.8 | R6.7.22 | (1)〇〇営業所　令和5年７月「所属　〇〇営業所」「氏名〇〇」。そして、以下の項目・内容が書かれている「仕業雑　勤務記録簿」が存在する。<br>日付　7月5日、7月11日<br>①事前/所属長として「〇〇/所属長印」。<br>②業務命令時間として「８時30分～17時15分」。確認時間として「８時30分～17時15分」。<br>③業務内容として「給与支給事務」。<br>④執務場所として「所内」。<br>⑤確認として「〇〇/所属長の印鑑」、「〇〇/副所長の印鑑」、「〇〇/担当の印鑑」。<br>上記文書に「業務内容」として「給与支給事務」と書かれている「給与支給事務」について「具体的な内容等」が分る文書等。<br>(2)営業所における勤怠ルールについて//研修用 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 実施機関では、作成しておらず、存在しないため | 交通局自動車部管理課 |
| 6 | R6.7.8 | R6.7.22 | 営業所における勤怠ルールについて | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 交通局自動車部管理課 |

## 令和６年度　公文書開示（7月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 7 | R6.7.8 | R6.7.22 | 交通局自動車部と〇〇とが令和６年３月19日付けで取り交わした確認書 | 3 | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | 〇〇の印影の表示は、公にすることにより、偽造等のため当該組合及び個人の財産等への不当な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため（第７条第４号） | 交通局自動車部管理課 |
| 8 | R6.7.15 | R6.7.22 | 次期経営計画の策定方針について（通達）（令和６年２月22日付５交総第1226号） | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 交通局総務部企画調整課 |
| 9 | R6.7.15 | R6.7.26 | 大江戸線12-000形ほかCBTC車両改修について（02交車電第1118号）仕様書<br>大江戸線12-600形ほかCBTC車両改修（05交車電第1086号）仕様書 | 21 | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | VRSアンテナ及びVRS（無線機）は地上装置と車上装置との間で列車制御情報等の無線通信を行う運転保安上の重要な装置である。設置場所が公になることで、無線通信を妨げることが可能となり、列車の安全運行に支障を来す等、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。（第７条第４号） | 交通局車両電気部車両課 |
| 10 | R6.7.15 | R6.7.26 | 大江戸線12-000形ほかCBTC化に伴う台車改修（03交車電第685号）仕様書 | 5 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 交通局車両電気部車両課 |
| 11 | R6.6.5 | R6.7.23 | 最新（2024年度）の都営バス放送原稿一覧(都営バスの各営業所・支所、各幕番・各停留所ごとに放送される放送内容の原稿一覧)<br>最新（2024年度）の都営バス幕番一覧 | 1706 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 交通局自動車部営業課 |